

特定空家等の所有者等に対する命令の公示

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第13項の規定に基づき、次のとおりお知らせします。

1 対象となる特定空家等

所在地（地名地番） 北九州市戸畠区菅原三丁目81番地

所在地（住居表示） 北九州市戸畠区菅原三丁目8番5号

用 途 居宅

2 措置の内容

特定空家等の除却及び対象となる特定空家等の内部及びその敷地内に残置されている動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3 命ずるに至った事由

当該空家は大きく破損しており、強風時には建物部材等の飛散により通行人や周辺の住民に危害が及ぶ危険性があり、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため。

4 命令年月日 令和8年2月2日

5 措置の期限 令和8年4月24日